

令和元年度愛知県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修実施要領

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の適切かつ円滑な運用に資するため、事業所及びサービス管理責任者等としての業務の検証等を行い、サービス等の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

愛知県

3 定員（定員を超過した場合は、受講者を選考させていただきます。）

700名

4 受講要件

更新研修【次の①又は②に該当にする方】

① 平成30年度末までに愛知県又は名古屋市が開催した「サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修を修了した方（研修修了者）」

① の 留 意 点	ア) 研修修了者とは、平成31年3月31日までに発行された「相談支援従事者初任者研修（講義部分のみを含む）」修了証及び「サービス管理責任者研修分野別研修（第1分野・第2分野・第3分野・第4分野・児童発達支援管理責任者研修（旧児童分野））」の修了証の両方を持っている方を指します。 イ) 今年度の更新研修の対象となる研修修了年度の基準は、原則平成18年度、平成19年度、平成20年度にサービス管理責任者研修を修了された方になります。ただし、研修修了年度が該当している方でもその後、別の分野別研修等を受講し、より新しい年度にサービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修の修了年度がある方は、一番新しい研修修了年度が基準年度になります。 例 平成20年度に第1分野のサービス管理責任者研修を修了したが、その後、平成24年度に第4分野のサービス管理責任者研修を修了した方は、平成24年度の研修修了者を対象とした開催年度の更新研修を受講する。 ウ) イ)のうち平成18年度に研修修了した方、平成19年度に研修修了した方、平成20年度に研修修了した方の順で、優先的に更新研修を受講していただきます。 なお、本研修の定員に空きが出た場合は、平成21年度以降に研修を修了した方も対象にする可能性がありますので、平成21年度以降に研修修了された方で今年度の研修受講を希望する方も申込み可能とします（受講は定員に余裕がある場合のみ）。
-----------------------	--

② 他県で平成30年度末までに開催されたサービス管理責任者等研修を修了し、現に愛知県内の障害福祉サービス等事業所で勤務（従事）する方または今後愛知県内の障害福祉サービス等事業所で勤務（従事）する予定の方

② の 留 意 点	ア) 現にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事しているかどうかは問いません。
-----------------------	---

【その他】

- 平成18・19・20年度のサービス管理責任者等研修を修了し、本研修に申込んだ方で、今年度受講決定されなかった方には、来年度優先的に受講決定をする等の配慮を行います。
- 理由なく研修を欠席された方、申込内容に悪質な虚偽の内容がある場合は、**来年度以降の更新研修申込を受理しない等**の措置を取らせていただきます。
- なお、平成18・19・20年度のサービス管理責任者等研修を修了し、今年度（令和元年度）の更新研修の申込みをされなかった方（①のイを除く）については、来年度以降は優先的に受講決定等はい行いませんので、ご注意ください。

5 注意事項

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格は、令和元年度から更新制度となりました。資格を継続するためには、5年ごとに更新研修を修了する必要があります。更新研修を期日までに修了しない場合、サービス管理責任者等の資格は失効します。(※ただし、平成30年度までにサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修を修了した方については、令和5年度末まで資格は有効です。令和6年度以降も資格が必要な方は、令和5年度末までに必ず1回目の更新研修の受講をしてください。)

なお、今回の更新研修については実務経験は不問です（申込の際、研修実施の参考として実務経験等を確認しますが、実務経験によって受講の可否を判断することはありません）。

6 研修日程（予定）

更新研修		
開催日	会場	定員
①R1年11月12日(火)	愛知県自治センター（名古屋市中区三の丸3-1-2）	100名
②R1年11月29日(金)	愛知県西三河総合庁舎（岡崎市明大寺本町1-4）	100名
③R1年12月12日(木)	愛知県自治センター（名古屋市中区三の丸3-1-2）	100名
④R1年12月20日(金)	愛知県西三河総合庁舎（岡崎市明大寺本町1-4）	100名
⑤R2年1月10日(金)	愛知県自治センター（名古屋市中区三の丸3-1-2）	100名
⑥R2年1月28日(火)	愛知県自治センター（名古屋市中区三の丸3-1-2）	100名
⑦R2年2月3日(月)	愛知県西三河総合庁舎（岡崎市明大寺本町1-4）	100名

※日程は、定員等を考慮の上、決定します。御希望に添えない場合がありますので、御了承ください。

7 研修カリキュラム

更新研修		
科目	内容・目的	時間数
1. 障害福祉等の動向に関する講義（1時間）		
障害福祉施策等の最新の動向とサビ管・児発管の役割（講義）	・ 障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。 ・ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者としての役割を再確認する。	60分
2. サービス提供の自己検証に関する演習（5時間）		
事業所としての自己検証（演習）	・ グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	90分
サービス管理責任者としての自己検証（演習）	・ サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	120分
関係機関との連携（演習）	・ 関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、（自立支援）協議会の役割を再認識する。	90分

8 その他

- (1) 本研修は、あくまで「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者」の資格を更新するための研修です。研修参加者は、研修受講の意義・目的などを十分認識した上で、参加するようにしてください。
- (2) 研修修了条件は、「定められた期日までに事前課題を提出すること」及び「受講決定された日程の研修を修了すること」です。
- (3) 事前課題については、受講決定の際に内容等をご案内する予定です。
- (4) 研修修了条件である「受講決定された日程の研修修了」は1日を通しての出席を指します。研修の遅刻・中抜け・早退は認めていません。(※遅刻・中抜け・早退をした場合は研修修了とはみなしません。)
- (5) 受講態度等に問題がある場合は、研修修了証書をお渡ししない場合があります。
- (6) 受講決定時及び研修受講時に指示する課題を提出期限までに提出しない場合は、研修の受講決定を取り消します（研修受講ができません）。なお、事前課題が白紙で提出された場合は研修修了とはみなしませんので、ご注意ください。
- (7) **受講料は無料**です。
- (8) 次年度以降の研修定員等については、申込状況等を踏まえて改めて検討を行います。

9 申込方法等

(1) 提出書類

- ・「受講申込書」（別紙1）【紙】
- ・「サービス管理責任者等研修」と「相談支援従事者初任者研修（講義部分のみ含む）」の研修修了証等の写し（合計2枚）【紙】
※複数分野の修了がある方は全ての研修修了証等の写し
- ・返送用封筒【定形郵便物 94 円分の切手を貼付のもの】
※法人等で複数名分まとめて提出する場合は、人数分の受講可否通知の送付が可能な封筒・切手を用意すること

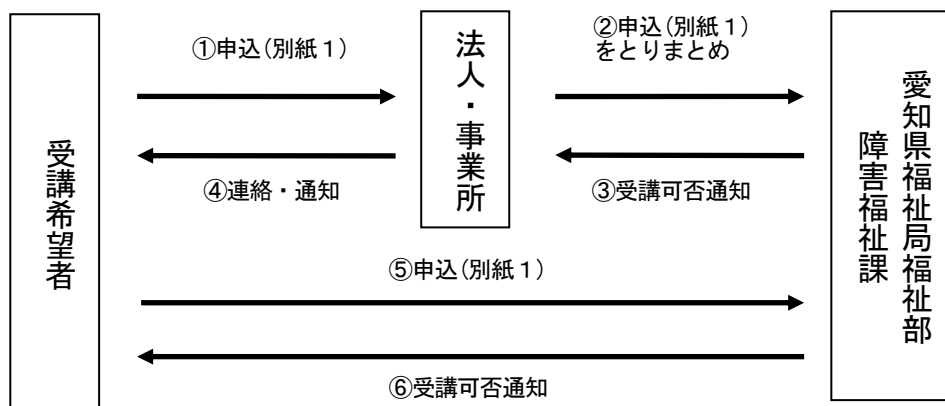
(2) 申し込み先

- ・愛知県福祉局福祉部障害福祉課地域生活支援グループ
>>>郵便 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

(3) 申し込み期限

- ・令和元年9月4日（水）必着

(4) 申込等の流れ図



10 受講決定

- 別紙1「受講申込書」の記載事項により受講の可否を決定し、愛知県障害福祉課から申込者あてに、令和元年10月初旬まで（予定）に通知します。
- 応募者が多数の場合は、以下のように優先順位を考慮し、受講者を選考・決定します。

【優先順位】

- ① サービス管理責任者等研修の修了年度の古い順に受講決定する（H18年度とH19年度のサビ管研修修了者の場合は、H18年度の修了者を優先）。
- ② 平成20年度までの研修修了者を受講決定して、まだ定員に空きがある場合は平成21年度以降の研修修了者を受講決定する（H21年度とH22年度のサビ管研修修了者の場合は、H21年度の修了者を優先）。
- ③ その他やむを得ない事情がある場合は、申込書記載内容等をもとに判断する。

11 修了証書の交付、修了者名簿の管理

(1) 修了証書の交付

県は定められた日程に出席し、研修修了条件を満たした者に対して、修了証書番号、修了年月日、氏名等を記載した修了証書を交付する。

(2) 修了者名簿の管理

県は、上記(1)に掲げる事項を記載した研修修了者名簿を作成し、管理する。